

三世代同居・三世代近居のための住宅取得費用等の一部を助成します！

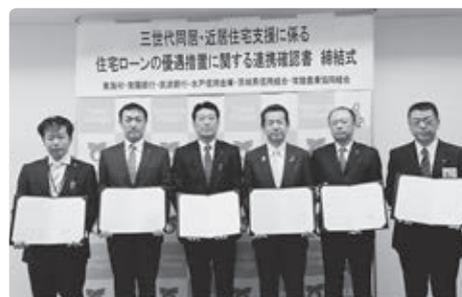


村では、若い世代の村への定住促進や世代間の支え合いによる子育て環境の充実に寄与するため、平成29年4月1日以降に村外から転入し、村内で新たに三世代同居・三世代近居を始めた方で、一定の要件を満たす方を対象に、住宅の取得、増改築またはリフォームに要した費用の一部を助成します。詳しくは村公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】企画経営課企画政策担当(☎282-1711 内線1336)

《金融機関と連携確認書を締結》

4月25日、村と村内の5つの金融機関(常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、常陸農業協同組合)が「三世代同居・近居住宅支援に係る住宅ローンの優遇措置に関する連携確認書」を締結しました。平成29年4月1日以降に村外から転入し、村内で新たに三世代同居・三世代近居を開始する方で、三世代同居・近居住宅支援助成金の対象になり得る方について、各金融機関の住宅ローンの金利が優遇されます。優遇措置の詳細については、各金融機関の東海支店へお問い合わせください。



「軽自動車税納税通知書」を郵送しました

平成29年度「軽自動車税納税通知書」を発送しました。内容を確認の上、5月31日(水)までに指定の納付場所まで納付してください。口座振替の方は5月31日(水)に指定の口座から引き落としとなりますので、残高確認をお願いします。なお、金融機関等に加え、コンビニエンスストア、郵便局・ゆうちょ銀行(関東各都県および、山梨県に限る)でも納付することができます。注意事項や納付場所等は納付書の裏面をご確認ください。

また、対象の車両があるにもかかわらず、納税通知書が届いていない方や紛失した方、平成29年4月1日以前に名義変更・廃車済みの車両の納税通知書が届いた方は、税務課へお問い合わせください。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1119)

軽自動車税の障がい者減免について

身体または精神に障がいがあり、歩行が困難な方が利用する軽自動車等の軽自動車税は税務課窓口(役場行政棟1階)で期限内に申請することで減免される場合があります。詳細は、軽自動車税納税通知書同封のチラシをご覧ください。また、税務課住民税担当へお問い合わせください。

■受付期間

納税通知書が届いてから5月31日(水)まで(土日曜日と祝日を除く)

■対象となる軽自動車

障がい者または障がい者と生計を一にする方が所有し、障がい者または障がい者と生計を一にする方もしくは介護をする方が運転する軽自動車等

※障がい者1人に付き、普通自動車・軽自動車・バイク等を含め1台に限ります。

■減免申請に必要な物

①軽自動車税納税通知書 ②障害者手帳 ③印鑑 ④マイナンバー確認書類 ⑤運転する方の運転免許証

※昨年度から減免申請の手続きにマイナンバーの記載が必要になりました。

■その他

▽減免申請の結果は、審査後に通知します。

▽申請は毎年必要です。